

建築士事務所の監督処分一覧

処分年月日	建築士事務所の名称	建築士事務所の所在地	開設者の氏名(開設者が法人の場合は開設者の名称及びその代表者の氏名)	一級・二級・木造の別	登録番号	監督処分の内容	監督処分の原因となった事実
令和元年11月26日	昭和住宅株式会社 一級建築士事務所	加古川市平岡町新在家 117番地	昭和住宅株式会社 代表取締役 湖中 正泰	一級	第01A02451号	戒告	左記建築士事務所の管理建築士であった建築士は、令和元年8月27日付けで、建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定により、国土交通大臣から戒告処分を受けた。 このことは、建築士法第26条第2項第4号に該当する。
平成28年9月29日	山根博文 建築設計事務所	神戸市垂水区野田通 5-15 ベル野田205	山根 博文	一級	第01A02162号	戒告	左記建築士事務所の管理建築士は、平成28年8月31日付けで、建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定により、近畿地方整備局長から戒告処分を受けた。 このことは、建築士法第26条第2項第4号に該当する。